
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 555 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 555 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 3 日開催）において、次の事項について聞かれた意見をまとめたものである。
 - (1) 適用時期の検討
 - (2) 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案
 - (3) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案
 - (4) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案
 - (5) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案

聞かれた意見

（適用時期の検討についての意見）

2. 現行の会計基準と IFRS とを比較した場合、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損に関する部分は基準差が大きく、欧州の銀行が導入した際には相応のコストが発生したと認識している。このため、慎重に対応することが適切であり、3 年以上の準備期間を確保することが望ましいと考える。
3. IFRS 第 9 号の減損に関する定めについて、公表から強制適用まで 3 年半の期間を設けたとの理解でよいか確認したい。
4. 金融庁監督局から示された懸念は、公開草案の具体的な内容に関するものではなく、適用時期に関するものであり、準備期間を適切に設けることにより解決されるものであるという認識でよいか確認したい。

(予想信用損失適用指針の文案についての意見)

5. BC144 項に関して、適用開始日において条件を満たした場合には、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額で認識できることが理解できる内容となっていると考えられるため、事務局提案の文言に賛成する。

(金融商品会計基準の改正案についての意見)

6. 第 26-3 項ただし書きの市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントについての定めは削除した方がよいと考える。
7. 第 26-3 項ただし書きについて、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントは一般的ではないため実務負担は大きくないと考えられたこと、定めの内容は理論的に正しいと考えられることから、IFRS 第 9 号の定めを取り入れた方がよいという意見を以前の審議において述べた。その後、実務負担の懸念から金融商品実務指針において当該定めに対するオプションが設けられたため、既に多くのオプションが設けられている状況において、更にオプションを加える必要があるかという観点で検討したところ、以前の審議において述べた意見とは異なり、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントが一般的ではないのであれば、第 26-3 項ただし書きの定めは削除してよいと考える。
8. 第 26-3 項ただし書きに該当する取引は、あまり一般的ではなく、フローを分けると複雑になると考えられるため、第 26-3 項ただし書きの定めは削除した方がよいと考える。
9. 第 26-3 項ただし書きについて、定めを設けるのであれば関連する結論の背景を記載して頂きたいと考えていたが、複雑な定めとなっていること、適用される可能性が低い定めを設けることにより混乱を招くことが懸念されるため、第 26-3 項ただし書きを削除した方がよいと考える。
10. (注 8-5)の信用減損金融資産の定義に関して、具体的な内容は予想信用損失適用指針に記載されているため、理解が難しくなっていると考える。このため、予想信用損失適用指針に記載している信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関する定めを金融商品会計基準に記載した方が理解しやすいと考える。この対応が難しい場合には、金融商品会計基準の「将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす 1 つ又は複数の事象」と予想信用損失適用指針における「信用減損している証拠」との関係性を明確にすることを検討して頂きたい。

11. 第 44-3 項の「(又は、適切な場合には他の資本項目)に加減し」は貸付金代替性債券の測定方法の変更について述べているものと理解しているが、日本基準では見受けられない表現であるため、他の会計基準を参考に修文することを検討して頂きたい。

(金融商品実務指針の改正案についての意見)

12. 第 57-2 項について、実効金利法による償却原価法は利息と元本の入金を合わせて実効金利を計算するものであるから未収利息が計上されないという理解である一方、現在の実務においては未収利息が経過勘定として計上されていることもあるため、経過勘定として計上する取扱いを認めないと相応の影響が発生する可能性がある。この点、他の委員の意見も踏まえて対応を検討して頂きたい。
13. 第 95 項は実効金利法が適用される債券以外の債券に係る未収利息の計上について定めているが、この定めが実効金利法が適用される債券の未収利息の会計処理に制約を与えないか確認したい。この点、IFRS 第 9 号は、未収利息を経過勘定として計上するかどうかについて定めていないと認識している。このため、IFRS 第 9 号と同じ会計処理をできるように、IFRS 第 9 号と同様に明確な定めを設けないようにして頂きたい。
14. 第 120 項は、購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産に適用されるという理解でよいか確認したい。この理解が正しければ、第 120 項の冒頭の「本実務指針第 119 項にかかわらず」については、「本実務指針第 119 項 (2) にかかわらず」とするのが適切と考える。また、購入又は組成した信用減損債権については利息収益を不計上とはできない点を明確化して頂きたい。
15. 第 137 項において、金融商品会計基準第 26-3 項を引用しているが、第 26-2 項の誤りではないかと考える。また、第 137 項と金融商品会計基準第 90-4 項の表現が異なると考えられるため、表現を整合させて頂きたい。

(「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案についての意見)

16. コメントの募集期間について、通常 2 か月より長い期間とする必要があり、少なくとも 3 か月は必要と考える。時期によっては年末年始等を配慮して若干延長することも考えられる。
17. コメントの募集期間は 3 か月程度とすることが望ましいと考える。一方、3 か月とすると次の決算期に差し掛かるため、ある程度の期間をもってコメント募集を終了し、その後の審議に十分な時間を充てることが望ましいと考える。

18. 「開発にあたっての基本的な方針」のステップ 2 に関して、「条件変更及び認識の中止については、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした。」と記載しているが、「認識の中止」という文言を削除することを検討して頂きたい。
19. 「開発にあたっての基本的な方針」のステップ 4 に関して、金融商品実務指針における実効金利法による償却原価に関する簡素化の定めを記載することを検討して頂きたい。
20. 一般事業会社の通常の営業取引から生じる売掛金等及びリースにより生じた債権について、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する又は算定することを選択できる旨の記載を追加することを検討して頂きたい。
21. 別紙の内容は分かりやすいため、「コメントの募集及び本公開草案の概要」に含めることに賛成する。

以 上